

「再審法改正を求める意見書」採択に関する陳情

陳情の趣旨

別紙「再審法改正を求める意見書」を採択してください。

陳情の理由

やってもいない犯罪で有罪とされる「えん罪」は、犯人とされた方やご家族の人生を破壊し、時には生命さえ奪いかねない最大の人権侵害です。このようなえん罪被害者を救済するための制度が「再審」であり、その手続を定めた法律のことを「再審法」と呼んでいます。具体的には、刑事訴訟法第四編「再審」がこれに当たります。

しかし、現行法には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定はほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている状況にあります。このように、「再審のルール」が存在しないことから、えん罪被害の救済に向けて充実した審理を行う裁判所がある一方で、職権行使に消極的な裁判所もあるなど、事件を担当する裁判官によって再審請求手続の審理のあり方に大きなばらつきが生じています。

その中でも、とりわけ大きな問題となっているのが証拠開示の問題です。過去の多くの事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害を救済するための大きな原動力となっています。

しかし、現行法では、そのような証拠を提出させる（開示させる）ことを定めた明文の規定がなく、この点も裁判所の広範な裁量に委ねられています。

その結果、請求人（元被告人）の無実を示す証拠が裁判所に提出されず、えん罪被害が救済されないことも起こり得ます。しかも、いったん裁判所が再審開始決定を行っても、検察官がこれに不服申立てを行う場合があり、えん罪被害者の速やかな救済が遅れる原因となっています。

現在の再審制度は、裁判のやり直しをするか否かを審理・決定する再審請求手続と、やり直しの裁判で改めて有罪・無罪を判断する再審公判の二段階の手続となっています。つまり、再審請求手続というのは、裁判のやり直しをするか否かを決定する前さばきの場にすぎません。

したがって、再審請求手続において再審開始決定が出た場合には、速やかに再審公判の手続に移行し、公開の法廷において、改めて有罪・無罪の判断を行う審理をすべきであって、再審開始決定それ自体に対する不服申立ては法改正によって制限されるべきであると考えます。

再審請求を行った方の中には、結果を知ることなく亡くなった方もいますし、相当の高齢となる方もいます。このように、えん罪被害を申し出た方の救済には、気が遠くなるほどの時間がかかっているのが実情です。2024年9月26日には、静岡地方裁判所において、いわゆる袴田事件の再審公判手続において無罪の判決が出され、その後確定したことについては、記憶に新しいところですが、事件発生から58年目のことであり、その間袴田さんは死刑囚として扱われました。また、同年10月23日には名古屋高等裁判所金沢支部において、いわゆる「福井女子中学生殺人事件」第2次再審請求事件について、再審開始決定が出されましたが、こちらも事件発生から38年が経過しています。

日本弁護士連合会は、2019年（令和元年）10月4日に開催された人権擁護大会において、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化と、再審開始決定に対する検察官の不服申立て禁止を含む再審法の改正を求める決議を全会一致で採択しました。

そして、2024年（令和6年）3月11日には、与野党134名の国会議員の参加を得て、超党派で「えん罪被害者のための再審法改正を実現する議員連盟」が結成され、参加議員の数も日々増えている状況です。このように、再審法改正の問題が国会議員にも喫緊の政治的課題として認識され、再審法改正に向けた機運は高まりつつあります。しかし、法務省は、今なお再審法改正に消極的な姿勢を崩していません。したがって、再審法改正を実現するためには、何よりも世論の後押しが必要です。

全国の地方議会で再審法改正を求める意見書を採択していただくことは、広範な世論を形成する上で大きな意義があり、2024年（令和6年）10月の時点で、すでに420を超える地方議会で再審法改正を求める意見書が採択されています。しかし、再審法改正に向けた流れをより確実なものとするためには、さらに多くの地方議会で同様の意見書を採択していただきたいと考えています。

そこで、貴議会におきましても、同趣旨の意見書を採択していただきたく、お願い申し上げます。

多数の議会において意見書を採択していただき、多くの意見書を政府・国会に届けることで法改正につなげることができるものと考えております。ぜひとも御協力いただきますようお願い申し上げます。

陳情事項

- 1 再審請求手続における証拠開示の制度化
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣

上記のとおり陳情書を提出します。

2024年11月18日

大磯町議会議長 吉川 重雄 様

陳情者 〒231-0021
住 所 神奈川県横浜市中区日本大通9番地
団体名 神奈川県弁護士会
会 長 岩田 武司
電話番号 045-211-715

再審法改正を求める意見書（案）

2024年（令和6年） 月 日

内閣総理大臣 石 破 茂 殿

大磯町議会
議長 吉川 重雄

えん罪は、最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者の人権救済は、わが国にとってはもちろん、地域住民の生命・財産を護る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題であるといえる。

ところで、えん罪被害者を救済するための制度としては「再審」がある。

しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。

このように、いわば「再審のルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によって区々となっており、再審請求手続の審理の安定した進行が制度的に担保されていない状況にある。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。

過去の多くの事例では、再審段階で明らかになった、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が、えん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。

したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。

そのため、裁判官や検察官の対応により、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が必要である。

また、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、再審請求を行った方の速やかな救済が遅れる原因となっている。

しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・

無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。

そこで、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めることは、法改正により制限すべきである。

よって、えん罪被害者を早く確実に救済するために、再審法を速やかに改正すべきである。

以上